

「週休２日工事」実施要領

平成２８年６月８日
県土整備部技術企画課

（趣旨）

第１ この要領は、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け、地域の実情や現場の施工条件等を踏まえた、土日を休日とする週休２日や交替制などの多様な働き方が求められていることから、「週休２日工事」の実施手続、その他必要な事項について定めるものとする。

なお、「週休２日工事」とは、現場閉所又は交替制として、完全週休２日（土日）・月単位・通期の週休２日のいずれかに取り組む工事をいう。

（用語等）

第２ この要領において、次の各事項に掲げる用語の意義は当該各事項に定めるところによる。

（１）現場閉所

ア 「完全週休２日（土日）」とは、対象期間内の全ての週において、現場閉所を土曜日及び日曜日に指定し、１週間に２日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、土曜日及び日曜日に加えて、受注者自らが土曜日及び日曜日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、１週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とし、受注者の責めによらず土曜日及び日曜日に施工を行わざるを得ない場合や降雨、降雪等の影響によりやむを得ず平日に現場閉所し、土曜日及び日曜日に施工が必要な場合は事前に受発注者間で協議した上で、土曜日及び日曜日に代わる現場閉所日を同一の週で指定し、１週間に２日以上現場閉所を行うものとする。そのほか、夜間工事については曜日を跨ぐため、週７回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休２日（土日）を達成しているものとみなす。

イ 「月単位の週休２日」とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所率が、 28.5% （ $8/28$ 日）以上の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5% に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、４週８休（ 28.5% ）以上を達成しているものとみなす。

ウ 「通期の週休２日」とは、対象期間において、現場閉所率が、 28.5% （ $8/28$ 日）以上の水準に達する状態をいう。

エ 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

オ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

カ 「現場閉所率」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合をいう。

(2) 交替制

ア 「完全週休2日交替制」とは、対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が28.5%（2日／7日）以上の水準に達する状態をいう。

イ 「月単位の週休2日交替制」とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の全ての月での休日率が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

ウ 「通期の週休2日交替制」とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

エ 「技術者」とは施工管理を行う者を、「技能労働者」とは建設現場の直接的な作業を行う技能を有する者をいい、施工体制台帳に記載がある元請負人及び下請負人の全ての労働者を対象とする。

オ 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

カ 「休日率」とは、平均休日数の割合をいう。

2 現場閉所については、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日を、現場閉所日数に含めるものとする。

3 交替制については、降雨、降雪等による予定外の休日を、技術者及び技能労働者の休日に含めるものとする。

(対象工事)

第3 週休2日工事の対象工事は、県土整備部が発注する全ての工事（港湾工事は除く。）を対象とする。ただし、災害時における応急工事など、週休2日を確保することが困難な工事は週休2日工事の対象外とすることができる。

2 週休2日工事は、共通特記仕様書において、週休2日工事の対象工事である旨を記載するものとする。

共通特記仕様書記載例

第〇条 休日の確保

本工事は、週休2日工事の対象工事である。

実施に当たっては、「『週休2日工事』実施要領」に基づき行う。

実施要領は、宮崎県ホームページ（トップ>しごと・産業>公共事業・建築・土木>技術基準>「週休2日工事」の実施について）から入手できる。

(実施手続)

第4 受注者は工事着手前に週休2日工事の実施について発注者と協議するほか、次項から第6項までの規定を適用する。週休2日工事の実施を希望しない場合、受注者はその理由を明らかにし、発注者に通知するものとする。

2 現場閉所の場合、受注者は、施工計画書に週休2日工事を前提とした計画工程表を添付し、発注者に提出するものとする。

なお、計画工程表には週休2日工事の対象期間及び現場閉所日を明記し、監督員の確認を受けるものとする。計画工程表を変更する場合も同様とする。

3 交替制の場合、受注者は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日の確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を発注者に提出するものとする。

- 4 受注者は、現場閉所日又は技術者及び技能労働者の休日を変更するときは、事前に発注者に協議するものとする。

なお、降雨、降雪等により予定外の現場閉所又は休日とする場合は、その旨を監督員に連絡するものとする。

- 5 発注者は、書類の作成負担等を考慮し、現場閉所又は休日率を確認できる資料等（現場閉所実績又は休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練の記録資料等）について受注者に提示を求め、現場閉所又は休日率の状況を確認するものとする。

発注者による現場閉所又は休日率の状況の確認は月1回程度を目安とし、週休2日工事の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

なお、工事履行報告書、週間工程表及び情報共有システムの活用により、現場閉所又は技術者及び技能労働者の休日状況を共有できる場合には、毎月の確認は不要とする。

- 6 受注者は、工事看板等により週休2日工事に取り組む旨を明示するものとする。
7 受注者は、週休2日工事の取組結果について、現場閉所実績又は休日率が記載された実施工程表等を添付して、発注者に報告するものとする。

（留意事項）

第5 週休2日工事の実施に当たっては、次の各号に留意することとする。

- （1） 受注者が現場閉所日と定めた日において、以下の項目に掲げる作業が発生した場合は、現場閉所日として扱うものとする。

ア 災害等の緊急時に発注者が作業を要請した場合

イ 異常気象時等における安全パトロールの実施や、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合

ウ 現場見学会等、現場を公開する場合

エ アからウまでに掲げる場合以外における取扱いについては、受注者・発注者間の協議により決定するものとする。

- （2） 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、資料作成を含む現場閉所中の作業指示は行わないこととする。

- （3） 提出された工程表が週休2日工事を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、宮崎県工事成績評定要領（平成20年4月1日定め）の別表第1における考査項目「7 法令遵守等」において、1点減点するものとする。

- （4） 受注者は、土日を休日とする週休2日工事の実施に取り組むなど、週休2日の取得を推進し、地域の実情や施工条件等を踏まえつつ、その取組の質の向上に務めなければならない。

附 則

この要領は、平成28年6月20日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成30年2月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前に『「週休２日モデル工事」試行実施要領』を適用した工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成３０年８月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前に『「週休２日工事」試行実施要領（平成３０年２月１５日施行）』を適用した工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年７月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前に『「週休２日工事」試行実施要領（平成３０年８月１日施行）』を適用した工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和２年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前に『「週休２日工事」試行実施要領（平成元年７月１日施行）』を適用した工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和３年５月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前に「『週休２日工事』試行実施要領」を適用した工事については、第４及び第６を除き、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和３年１０月１日から施行し、令和３年１０月１日以降に予算執行伺を行う工事から適用する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前に「週休２日工事」試行実施要領（令和３年５月１日施行）を適用した工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和４年４月１日から施行し、令和４年４月１日以降に予算執行伺を行う工事から適用する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前に「週休２日工事」試行要領（令和３年１０月１日施行）を適用した工事については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和４年６月１日から施行し、令和４年４月１日以降に予算執行伺を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和５年２月１日から施行し、令和５年２月１日以降に予算執行伺を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和５年４月１日から施行し、令和５年４月１日以降に予算執行伺を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和６年４月１日から施行し、令和６年４月１日以降に予算執行伺を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和６年１０月１日から施行し、令和６年１０月１日以降に予算執行伺を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和７年１０月１日から施行し、令和７年１０月１日以降に予算執行伺を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和８年１０月１日から施行し、令和８年１０月１日以降に予算執行伺を行う工事から適用する。